

第2回教育委員会定例会会議録

令和7年2月18日（火）

場 所：第四会議室

出席委員	教 育 長	雨 宮 和 人
	教育長職務代理者	操 木 豊
	委 員	大 野 孝 儀
	委 員	佐 藤 有 里
	委 員	篠 原 朋 子
出席職員	教 育 部 長	橋 本 祐 幸
	教育総務課長	津 田 智 宏
	教育施設担当課長	島 崎 健 司
	教育指導支援課長	荒 西 岳 広
	指導担当課長・総合教育センター所長	小 島 章 宏
	生涯学習課長	井 田 隆 太
	食育推進・給食ステーション所長	土 方 勇
	公 民 館 長	清 水 周
	図 書 館 長	氏 原 恵 美
	指 導 主 事	小 柳 津 章 文
	指 導 主 事	金 井 麻 衣 子

国立市教育委員会

付議案件

令和7年2月18日
第2回教育委員会定例会

区分	件名	
	教育長報告	
議案第3号	令和6年度教育費(3月)補正予算(追加)案について	
議案第4号	令和7年度教育費予算案について	
報告事項	1) 令和7年度教育委員会各課の事業計画について(教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館)	
	2) 令和6年度第2回Q-U調査結果の報告について	
	3) 市教委名義使用について(2件)	
	4) 旧本田家住宅利活用計画素案について	
	5) 要望書について(3件)	
議案第5号	校長、副校長の人事異動について	当日配布

午後 2 時 00 分開議

○【雨宮教育長】 皆さん、こんにちは。まず、初めに先週こういう報道がありました。皆さんも多分お聞きだと思えるのですが、中教審のデジタル教科書推進ワーキンググループが中間のまとめを行ったと。デジタルの教科書を正式な教科書として、それぞれ地区の教育委員会が紙あるいはデジタルを選択するということが提示されて、次の学習指導要領 2030 年からと言われてはいますが、そこから適用みたいな報道がされてはいました。ちょっとびっくりかなみたいなのところもあるのですが、これからまた様々な議論がされてくるのかなと思います。

それから気候のことでいうと、昨日、一昨日は最高気温が非常に高い、東京ですね。記録をしました。本日は二十四節気でいえば雨水ということなのですが、また 3 連休に向けては、非常に寒波が来ているということがありますので、委員の皆様もご健康には十分ご留意を頂ければと思います。

それから今週末、金曜日になりますか、高等学校の一般入試が行われます。国立の生徒の皆さんの健闘をお祈りしたいと思います。

それでは、令和 7 年第 2 回教育委員会定例会を開催いたします。ここで教育部長より発言を求められておりますので、これを許します。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 本日の教育委員会でございますが、金井指導主事が他の公務により欠席しております。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そのようになりますので、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

本日の会議録署名委員を操木委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。

○【雨宮教育長】 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、審議に入りますけれども、本日の審議案件のうち、議案第 5 号「校長、副校長の人事異動について」は、人事案件ですので秘密会といたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 そのように取り扱わせていただきます。



○議題（１） 教育長報告

○【雨宮教育長】 それでは、審議に入ります。最初に教育長報告を申し上げます。

1 月 28 日、本年第 1 回目の定例教育委員会を開催いたしました。

29 日、この日にネーミングライツの契約締結式を行いました。ネーミングライツというのは、施設名称を企業にお貸しするというのですかね、そのことに伴って、市としてはお金を頂くという制度になりますけれども、今回教育委員会の 2 施設が対象になりました。総合体育館と芸術小ホールが F S X という市内の事業者さんのほうにお名前をお貸しするという形で F X アリーナ、F X ホールという名称が前面に出てくる形で 4 月 1 日から運用がなされるということでございます。

同日から、第一中学校がスキー教室で長野県上田市方面に出かけてまいりました。

同日、我々教育委員と中学校生徒会役員との懇談会をくにたち市民総合体育館の会議室で開催いたしました。

30 日、国立市教育フォーラムを第五小学校の体育館において開催いたしました。教員を除いて保護者

の方あるいは地域の方が、約 50 名ご参加を頂いたということでございます。

31 日、七小の展覧会を鑑賞してまいりました。

2 月に入りまして、3 日、国立第二小学校の内覧会を開催いたしました。

6 日、第八小学校の展覧会を鑑賞してまいりました。

7 日、第三中学校において研究奨励校の発表会を行いました。

同日、東京都教育委員会連合会の第二ブロック研修会があり、操木委員が参加をしていただいたところ
でございます。

8 日、東京都公民館研究大会がくにたち市民芸術小ホールで開催されました。

また、同じく 8 日ですけれども、国立市役所においてフルインクルーシブ教育について考える会を開催
いたしました。地域の方、保護者の方が会場あるいはオンラインという形で、37 名の方にご参加を頂いた
ところでございます。

9 日、東京都遺跡調査・研究発表会がくにたち市民芸術小ホールで開催されました。

10 日、北秋田市との交流事業報告会ということで、国立市から派遣された教員の方の発表会を開催いた
しました。

12 日、校長会を開催いたしました。

同日、東京都市教育長会が東京自治会館で開催され、出席してまいりました。

14 日、多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会会長会がくにたち食育推進・食育ステーションにおいて
開催されました。

15 日、こども大学くにたち講演会並びに SDG s 全国ポスターコンクール国立市特別募集表彰式が一橋
大学の兼松講堂で開催され、出席してまいりました。講演会には、国連大学長さんがお見えになられて、
AI についてお話をしてくださったということでございます。児童生徒との質疑の時間をとったのですが、
あまりに手が挙がる児童生徒の数が多くて、さばき切れなかったということで、もしかすると参加してい
ただいた皆さんは不満が残ってしまったかなみたいなどころもあるのですけれども、非常に興味関心を持
っていただけた取組だったのではないかなと思います。

また、ポスターコンクールの表彰式においても、31 名の児童生徒の皆さんが特別表彰を受けられました。

翌日です。こちらは SDG s 全国のポスターコンクール表彰式を東京大学伊藤記念館において行い、私
も出席してまいりました。国立市からはこの全国レベルで 7 名の方が表彰を受けたということでございま
す。詳細はこども大学くにたちのホームページに掲載されていますので、作品ともども見ていただくこと
は可能になっております。ぜひ御覧いただけたらと思います。

また、同日です。スポーツこどもの日を東京女子体育大学のご協力を頂きながら開催いたしました。体
験した種目としては、陸上競技、体操競技、デフフットサルということで、62 名の方の参加を頂いたとい
うことでございます。

また、同日です。MOA 美術展の表彰式が旧くにたち駅舎のほうで開催されまして、私は参加できませ
んでしたので、橋本教育部長に代理で参加をしていただいたということでございます。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想などございますでしょうか。よろしいですか。ござい
ませんか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 私は教育フォーラムがとても充実していて、感心しました。市内の小中学校 11 校のそ
れぞれの現状というのがとても要領よくまとめられていて、とても意味のあるフォーラムだったと思いま

す。

1人1人の包摂力を高めるために、それぞれの学校はそれぞれのやり方で工夫していることがとてもよく分かりましたので、ぜひそういういい芽をこれから伸ばしていったらいいのだと改めて感じました。

キーワードは、私は安心という言葉かなと思いました。みんなの居場所となる学校とか、そういう表現をされている学校もありましたけれども、やはり安心して毎日通える場というのが学校であるべきなのだなということを改めて感じました。

それと関連して、8日のフルインクルーシブ教育について考える会についても参加したのですが、こちら先ほどありましたとおり、市民の方、あるいはというか保護者の方もいらっしゃいましたが、事務局のほうからもお話があったとおり、あそこにいらしてくださっている皆さんはある意味市の応援団としてフルインクルーシブについて様々な取組を進めるときに、いろいろな形でサポートしてくださる人たちなのであろうと感じましたし、あそこにいらっしゃらない方たちにどうやってこのテーマについていろいろな形で訴求していくのかということがやはり大切なのかなと思いました。

矢川プラスの細田館長からの最後のコメントの中に、例えばある対応をしたときに「ずるい」という言葉が出たら、それはチャンスであると。その「ずるい」といったところに隠されたニーズがあるので、そういうものをきちんと拾っていかうとか、あるいは前例がないというのは、前例を作りましょうよとか、あとは子どもに聞くことの大切さというようなお話もございました。

あとでお話があるかもしれませんが、生徒会役員との懇談会の中でも、とても意識の高い中学生の話聞くことができました。やはり子どもに聞くこと、児童生徒の思いを酌み取るとはとても大切だなと感じました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 それでは、今の生徒会との懇談会的话题を受けて。そこに役員として来ていた生徒は、3年生がいないので、1年生と2年生という生徒でしたけれども、非常に意識が高くてびっくりしました。具体的な話としては、不登校の生徒に対して、自分たちは何ができるのかと。そこにアクションをしたいのだということまで見たので、これはすごいなと思いました。同年代でなければならぬ悩みということも自分たちは聞いたり、あるいは話したりすることができるのではないかと。僕たち私たちが彼らに何ができるのだと。そこまで意識が高いのかと思って、非常に感激をしました。

そして、翌30日の教育フォーラムでしたけれども、これも当初は幾つかの学校を代表として報告をするようなことも聞いていましたが、全部の学校がそれぞれの取組をしているので、もう11校全部発表しようとなったのだと思います。

物すごく重量感のある話で、一気に聞くのは確かに大変でしたけれども、それぞれの学校がテーマとするところは、インクルーシブの教育をどう取り入れてやっていくのかということがあったのですが、すばらしいなと思ったのは、何か一律の押しつけとか、あるいは教育委員会の事務局からのこうしなければいけないということではなくて、非常に自主的にそれぞれの学校が現状に合わせて、現状というのはどういう生徒児童がいるのかということと、どういうスタッフがいるのか、どういうケアをする生徒がいるのかという、そういったところを踏まえて、全部の学校は違いますので、その違いを一律ではなくて、その違いを自分たちはどう捉えていくのかということが感じとられたことがすばらしかったと思いました。

オルタナティブな学校では、ずっと座ってられないから寝そべって授業を聞いたり、あるいは自分が

課題を見つけてやることがあるみたいなのですけれども、もちろんそこまでは行かないわけですけど、例えば我々が前をきちんと向いて、きちんと聞こうということが常識だと思われていたのですが、そうではないということなのですね。そこまでは私どもが受けたような昔の教育というのはもう成り立たなくて、いわゆる礼儀だとか、きちんと前を向いてということではなくて、ということにびっくりしました。その中で、教育を作っていこうとする学校もありました。

ということは、結局今ある授業の中にハンディのある子をどう入れるかということしか私は考えつかなかったのですけれども、その教室自体の在り方が変わることによって、よりそこに入りやすい状況が生まれて来るのだなと思ったのです。それは、単に一緒にやっていくための方策ではなくて、本来の授業は何だろうと考えていったときに、今の言ったような前を向いて私語をしないできちんとずっと我慢して聞いていなければいけないのだよということではない授業形態が生まれたときに、必然的にそこに入って行ける児童生徒が生まれるのだらうということもありました。

それだけではありません。11通りのそれぞれの充実の仕方があって、数年前はインクルーシブ教育といわれたときに、そんなにおいそれと進まないだらうと私は思っていたのです。ところがもう目を見張るばかりのそれぞれの学校が取組をしているということがとてもすばらしいことだと感じました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 三中の研究奨励校発表会に行かせていただきました。個別最適な学びと協働的な学びということで、安心して学ぶ環境が大切だなと感じました。篠原委員も先ほどおっしゃっていただきましたけれども、安心して学ぶ子どもたち同士で話し合ったりとか、意見を言い合ったりとか、そんな姿がいつでも安心してできる環境にあるところが学びにつながっているのだなということを経験して授業を見せていただいて感じました。

音楽の授業では、ギターを親しんでいて、ペアになって聞き合って、こんなところがいいよ、こうするといいいよということもお互い言い合うことでもっともとうまくなりたいな、ギターは楽しいなと感じていたのかなと思いましたし、そのギターを使ってほかのクラスでは、理科の授業で音の現象について。大きい音だったり、高い音だったりということタブレットで学んでいて、そうしたタブレットを使って、音を学ぶということも子どもたちにとっては取り組みやすい、意欲を持ちやすいものだなと思いました。

数学でも席替えの確率ということで、好きな人と座るにはどういう確率の高さ、確率が高い方法があるのだらうというのは、身近で中学生にとっても学びたい確率に興味を持ちたいとつながるのかなと思いました。

1つの教室で、一斉授業一斉指導を受ける者と、協働的な学びがある者と、個別指導が受けられるということをスズキ先生からお聞きしました。なかなかまだ1つのクラスで3つの体制がとれるような形になりにくいかなとは思いますが、いい形を目指してやっていくことができるといいのかなと思いました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 まず教育フォーラムのほうですね。この日は地方に行っていて参加することができなくて、非常に残念な思いで、今、皆さんの報告を聞いていました。前は参加させていただいて、非常に良かったので、楽しみにしてはしていたのですけど。その中で安心というキーワードの話もありましたし、教

育の在り方というか、そのようなお話も伺って、そういう内容だったのだなと思いながら、特に教育の内容的なことだと、確かに大分前はあるクラスの授業を見ていくと、静かに授業を進めている。非常にいいクラスだとか、指導力があるとか、そんな話があったのですが、今はもう全く違って、いかに1人1人の子どもが生き生きと自分の力を発揮しているかと、そこがやはり視点になっていますので、そういう正しい教育の在り方に変わってきていることは、非常にうれしいなと思っていました。それが教育フォーラム関係のことです。

それから、先ほども出ていますが、中学校生徒役員との話ですが、毎年毎年感じることは本当にすばらしいな、中学生。なかなかやるな、しっかりしているなと思っています。やはり生徒会の役員ということでリーダーシップも感じますし、いろいろな工夫をして、自分の学校をよりよくしていきたいと、そういう気持ちがよく伝わって来る、そんな話合いに参加させていただくことができました。

今までちょっと違って、今年は少し変化があったなと感じたことは、役員の子どもたちの中から、生徒1人1人がいろいろな考え方を持っているようになってきて、そして例えば生徒会でこれをやろうと言っても、やはり例えばルールにのっとるとそれは厳しいとか、いや逆だとか、それから校外行事でこういうものを持っていきたいとか、いや、行かないほうがいいのか、結構子どもたちがいろいろな意見を出すようになって来ているということで、生徒会の役員さんたちはご苦労でしょうけど、逆にさっきの授業ではありませんけれども、生徒1人1人のいろいろな声を聞いて生徒会を運営しているのだな。生徒会の在り方もだんだんだんだん変わってきているのだなということを実感として持ちました。

それが生徒会との懇談会の感想です。

それから、三中の発表会にも行きたかったのですが、たまたま第二ブロック研修会のほうと重なってしまいまして、そちらのほうに課長さんと一緒に参加させていただきました。

このときは、自助共助力を育む体験型防災・防災教育というテーマだったのですが、自助共助ということが言われていますけれども、まさにそのとおりだなということを知りましたし、また、体験型の教育はこのようにするのだよという話だったのですが、参加していた私たちが体験させていただいて落ち着いて座ってられない、いつ指名されるのか、いつ呼び出されるのか。そんな緊張感を持って、結果的には非常に具体的に分かりやすく、楽しく学ぶことができました。そういったことも学校での防災教育関係のほうで使えるといいかなと、そんな感想を持ちました。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、皆様からご意見、ご感想などを頂きましたので、次にまいりたいと思います。



○議題（２） 議案第3号 令和6年度教育費（3月）補正予算（追加）案について

○【雨宮教育長】 議案第3号「令和6年度教育費（3月）補正予算（追加）案について」を議題といたします。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 それでは、議案第3号「令和6年度教育費（3月）補正予算（追加）案について」ご説明いたします。2ページ目をお開きください。歳出に関する補正予算です。見出し行の左から、項目、事務事業、節、細節等、補正前の額、補正金額、補正後の額、算出説明となっております。

項1教育総務費、目2事務局費、事務事業、教育総務事務会計年度任用職員報酬等、節1報酬、細節99会計年度任用職員報酬に65万7,000円の増額並びに節3職員手当等、細節99会計年度任用職員期末手当

に 37 万 9,000 円を増額いたします。こちらは会計年度任用職員の報酬単価を令和 6 年 4 月 1 日に遡って増額改定することに伴う対応です。

今後も同様な対応が続きますので、ここで主な第一種会計年度任用職員の報酬の改定内容をお伝えさせていただきます。教育指導員支援相談員等の報酬単価は、時給 1,920 円から 1,970 円の 50 円増額。栄養士は 1,720 円から 1,830 円の 110 円増額。一般事務は 1,510 円から 1,680 円の 170 円増額です。小中学校図書司書、事務職員、スクールサポートスタッフは 1,190 円から 1,400 円の 210 円増額となっております。

これら改定額を基として、各事務事業において在籍している会計年度任用職員を加味した積算となっております。

次に、目 3 教育指導費、事務事業、学校指導等会計年度任用職員報酬等につきましても、報酬単価の遡及改定の対応をしますが、決算見込みにより 627 万 2,000 円を減額いたします。

次に、項 2 小学校費、目 1 学校管理費ですが、学校事務・用務並びに学校司書の会計年度任用職員の報酬、期末手当を同様の対応を行いますので増額する形をとっております。

次に、目 5 学校整備費に移ります。事務事業、小学校耐震補強・大規模改修事業費ですが、第五小学校の非構造部材耐震化対策工事実施設計委託料に契約差金が生じたため、185 万 7,000 円を減額いたします。事務事業、小学校施設改築事業費は、第二小学校改築事業の内容となりますが、消耗品費を契約差金により 470 万 9,000 円の減額。備品購入費も契約差金により 2,150 万 2,000 円を減額いたします。なお、算出説明欄に記載している陶芸用電気釜は今年度内の納品が難しいため、繰越明許費補正を行うため、5 ページ記載の対応も行っております。

次に、項 3 中学校費、目 1 学校管理費に移ります。こちらも小学校と同様に中学校における学校事務用務並びに学校司書の会計年度任用職員の報酬、期末手当を報酬単価の遡及改定に伴い、記載のとおり額を増額いたします。

次に、3 ページの項 4 総合教育センター費、目 1 総合教育センター費に移ります。こちらも会計年度任用職員の報酬、期末への対応となっております。決算見込みにより報酬は 48 万 3000 円の増額、期末手当は 61 万 9,000 円の減額をいたします。

次に、項 5 学校給食費、目 1 学校給食費に移ります。食育推進・給食ステーション会計年度任用職員の報酬並びに期末手当につきましても同様の対応をし、記載の通り額を増額いたします。事務事業、食育推進・給食ステーション管理運営費の節 14 工事請負費の給食センター解体工事は、契約差金により 277 万 4,000 円を減額いたします。

次の学校給食代替費補助金は、給食費無償化に伴い、アレルギー等で給食を食べられずに弁当持参の世帯に対して給食費相当額を補助する制度を新設するもので、13 万 9,000 円を増額いたします。

次に、項 6 社会教育費、目 1 社会教育総務費に移ります。社会教育の会計年度任用職員の報酬並びに期末手当についても同様の対応をいたし、記載の通り額を増額させていただきます。

目 2 文化財保護費については、いずれも決算見込みによる対応で、旧本田家住宅解体復元工事管理委託料は 1,054 万 5,000 円の減額、遺跡発掘調査委託料は 1,000 万円の減額。旧本田家住宅復元工事は 1 億 3,456 万を減額いたします。目 4 芸術小ホール費については、芸術小ホール指定管理料において想定を上回る支出増があったため、216 万円を増額いたします。

4 ページに移ります。目 5 郷土文化館費については、修繕費を契約差金により 208 万 7,000 円を減額いたします。次に、項 7 社会体育費、目 1 社会体育総務費に移ります。社会体育の会計年度任用職員の報酬並びに期末手当についても同様の対応をし、記載のとおり額を増額いたします。スポーツ推進委員報酬

については、決算見込みにより 74 万 2,000 円を減額いたします。会場設営委託料は、イベント実施に当たり対応が不要となったため、30 万円を減額いたします。

次に、目 3 体育館費に移ります。総合体育館指定管理料は、想定を上回る支出増があったため、401 万 1,000 円を増額いたします。公共施設照明 LED 更新工事は、契約差金により 222 万円を減額いたします。空調機設置工事も契約差金により 157 万 3,000 円を減額いたします。

次に、項 8 公民館費並びに項 9 図書館総務費についても、それぞれの科目に在籍している会計年度任用職員の報酬並びに期末手当の対応で記載のとおりの額を増額いたします。

以上、歳出の説明となります。

1 ページ目にお戻りください。歳入に関する補正予算です。見出し行が左から款、項、目、節、細節、補正前の額、補正金額、補正後の額、算出説明となっております。

款 16 都出金、項 2 都補助金、目 7 教育費都補助金、節 4 社会教育費補助金、細節 1 文化財保護事業補助金です。本件は、歳出でご説明した旧本田家住宅修理工事の進捗に伴う対応で 8,085 万 3,000 円を減額いたします。

最後に、債務負担行為（追加）です。いずれも各館において毎年の年度協定において、令和 7 年度予算に指定管理料を増額するための対応で、芸術小ホール指定管理料は限度額を 1,613 万 8,000 円、総合体育館指定管理料は限度額を 2,057 万 7,000 円、郷土文化館指定管理料は限度額を 1,767 万 1,000 円と設定するものです。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明は終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

篠原委員、どうぞ。

○【篠原委員】 文化財保護費の旧本田家住宅復元工事が予算見込みで 1 億を超える金額になっていてちょっと大きいのですが、これについて何かもしご説明を頂けることがあれば、お願いいたします。

○【雨宮教育長】 では、本田家の減額理由ということで井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 旧本田家住宅についてですけれども、こちらの工事の遅れに伴っての減額でございます。今、おおむね 4 か月程度の遅れが生じておりまして、歳出につきましては、2 月に中間検査ということで検査を行うのですが、その時点で中間検査が終わって支払う額というのが、進捗率に応じて支払うこととなりますので、進捗率が大幅に下がったことに伴い支払う額。また、それに伴って東京都からの補助金、歳入の部分も同様に減となるところでございます。

○【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、何で遅れているのかというのもちよっと補足してもらったほうがいいかもしれません。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 分かりました。遅れた理由でございますけれども、まず本田家住宅を解体した後に発掘調査を行ったのですが、発掘調査の結果で、地中から出てきた物の関係で少し設計を変えなければいけないことが生じたということがまず 1 点ございまして、また復元工事で組み立てている時点で、本田家住宅というのは、もともと最終的に傾いた状態で建っていたものですから、それを今度真つすぐに建て直さなければいけないというところの中で、組み立ててみたら収まりがうまくいかない。その中で文化財の先生方にも意見を求めたり、東京都に確認をとったりとか、そういったところが生じてしまったために遅れが生じたということでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【篠原委員】 はい。ありがとうございました。

○【雨宮教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第3号「令和6年度教育費(3月)補正予算追加案について」は可決といたします。



○議題(3) 議案第4号 令和7年度教育費予算案について

○【雨宮教育長】 次に、議案第4号「令和7年度教育費予算案について」を議題といたします。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 それでは、議案第4号「令和7年度教育費予算案について」を説明いたします。

初めに、歳入予算について説明いたします。資料では、1枚おめくりいただくと、左右2ページずつページを振っておりますので、そのページに従いまして、教育費に関する主な内容をご説明いたします。

9ページ目を御覧ください。中段下、款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 教育費国庫補助金で、1億7,096万5,000円を計上しております。この内訳は、10ページの節の区分に記載のうち、教育総務費補助金、2小学校費補助金、3中学校費補助金、5社会教育費補助金から成っているもので、大半が2小学校費補助金の3 公立学校施設整備費補助金。これは第五小学校の非構造部材耐震化対策工事等で充当されるものですが、こちらのものと、5 学校施設環境改善交付金。これは第二小学校の改築事業に関するものとなっております。

次に、15ページ、16ページを開いてください。こちらは東京都の補助金となっておりますが、15ページ上段に、目7 教育費都補助金として4億8,518万8,000円を計上しております。具体的には右側の1 教育総務費補助金、3 中学校費補助金、4 社会教育費補助金、5 学校給食費補助金より構成され、4 社会教育費補助金の1 文化財保護事業費補助金。これは先ほどからお話もあります旧本田家住宅の復元工事に関連するものとなっております。また、5 学校給食費補助金の1 公立学校給食費負担軽減事業補助金は、給食費無償化に関連するものという形からなっております。

歳入については、以上となります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。27ページ、28ページをお開きください。

27ページの一番上の欄、款10 教育費の欄を御覧ください。令和7年度の教育費当初予算案は、総額51億5,367万9,000円で、令和6年度と比較すると、4億3,932万7,000円の減。一般会計額に対する構成比は12.9%となっております。減額した主な理由は、第二小学校改築事業の内容によるもので、令和6年度は新校舎の建設、備品等多くの金額を投じましたが、令和7年度は既存校舎の解体、新体育館の建設の着手と金額が減少したことによるものです。

それでは、主な内容を説明させていただきます。35ページと36ページを御覧ください。36ページ下段に9フルインクルーシブ教育推進事業費として1,224万3,000円を計上しております。

37ページと38ページに移ります。38ページ上段の10 学校教育向上支援事業費についてですが、新たに第二小学校、第六小学校、第七小学校、第一中学校にコミュニティ・スクールを導入するための経費を計上しております。

39ページと40ページを御覧ください。40ページの中段に学校パソコン等賃借料1億4,809万9,000円

を計上しておりますが、これはG I G Aスクール構想支援体制整備事業への対応となっております。

ページが飛びますが、65 ページと 66 ページを御覧ください。66 ページの上段に 1 小学校耐震補強・大規模改修事業費として 5 億 935 万 8,000 円、3 小学校施設改築事業費には、第二小学校改築工事の関連経費を計上しております。

87 ページと 88 ページを御覧ください。88 ページの上段に学校給食無償化事業として 2 億 7,692 万 6,000 円を計上しております。

最後に、93 ページと 94 ページを御覧ください。94 ページの上段に 4 旧本田家住宅解体復元及び管理事業費として、4 億 771 万 4,000 円を計上しております。

説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

前回、たしか新規でこういうものを要請していますという概略はお話をさせていただいたと思います。それがこういう予算書のベースになると、このような細かい形で組まれて、これが予算の説明書という形でお示しをしているところでございます。

なかなか全部は説明し切れないで大変恐縮なのですが、よろしいですか。小さくて見にくくて大変恐縮なのですが。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 4 号「令和 7 年度教育費予算案について」は可決いたします。



○議題（4） 報告事項 1） 令和 7 年度教育委員会各課の事業計画について（教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館）

○【雨宮教育長】 次に、報告事項 1「令和 7 年度教育委員会各課の事業計画について」に移ります。その順序は、教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、総合教育センター、生涯学習課、食育推進・給食ステーション、公民館、図書館の順でお願いいたします。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 事業計画を一読しました。それでまとまっていて、ざっと読めば大体分かったのですが、その中で質問もありますので、これは私からお願いなのですが、できればさっと読めば分かるので、ここがポイントだということ箇所を簡潔に言っていただけると非常にうれしいのと、その要望だけしておきます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、その要望も踏まえる中でお願いしたいと思います。初めに、では、教育総務課事業について。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 それでは、教育総務課の令和 7 年度事業計画をご説明いたします。

主要事業につきましては定例的な業務となっておりますので、主に力を注ぐ（4）就学援助業務についてご説明いたします。

就学援助業務につきましては、小学生の対象が増加している状況にあるため、引き続き子ども家庭部と

連携し、対象となる方を補足するとともに、対象者の利便性向上のため、提出していただく書類の電子化等を進め、より負担が少なくなるよう事務を進めてまいります。

次に、2「その他の実施計画事業等」の(1)35人学級の導入に伴う増級対応事業です。令和7年度は第五小学校、第八小学校に1学級を増級しますが、これをもちまして、令和3年度より実施した35人学級が完備されます。

以上、教育総務課の令和7年度事業計画となります。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 1番の(6)通学路の安全対策なのですが、多分ぎりぎりの人数でやっているところが多いかと思います。いろいろ呼びかけているのですが、その学区によって随分差があるなという実感を持っています。引き続き、その募集、人数を増やすことの啓蒙をよろしくお願いいたしますというお願いです。もし何か新たな動きがあれば、教えていただきたいのですが。

以上です。

○【雨宮教育長】 ご要望を頂いたということです。新たな動きで。

津田教育総務課長、よろしくお願いいたします。

○【津田教育総務課長】 引き続き、市報、ホームページ等のPRもやっていくのですが、ここでコミュニティ・スクールも大分設置されるような形になってきましたので、この通学路の安全対策についてもご協力を賜れるような形でお願いしていければと考えております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 操木委員、よろしくお願いいたします。

○【操木委員】 では、感想を。2番の35人学級の導入に伴う増級対応が、五小と七小でこれが一段落するというので安心しました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。

では、続いて、教育施設担当事業について。

島崎教育施設担当課長、よろしくお願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 それでは、教育施設担当の令和7年度事業計画について、資料に沿ってご説明させていただきます。

学校施設の改築といたしまして、主な事業は2点となっております。(1)第二小学校の建て替え事業の推進。令和6年度に引き続き、学校関係者及び関係団体等と協議を行いながら、実施設計に基づき既存校舎の解体工事、体育館棟建設工事を進めてまいります。また、外構に関して、児童の安全確保を前提に、令和6年10月に市民団体が移植した樹木について、樹木医の見解を踏まえ、当該団体と連携して養生を行ってまいります。

(2) 国立市学校施設整備基本方針の改定。国立市学校施設整備基本方針の改定に向けて、庁内検討委員会設置要綱に基づき、検討委員会の議論を踏まえ、整備内容、今後の改築の対象施設、実施時期及びこれまでの第二小学校改築事業で課題となった点等について、各計画間の整合を図りながら整理してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 色の濃いお話をしているのですけれども、結構解体工事というのは周りに気を遣うところがありますので、十分に配慮していただきたいし、それからもちろん騒音とかそのこともそうなのですが、思い出の校舎が目の前からなくなっていくというのが、ちょっといろいろなことを周りの人も考える方いらっしゃるかと思いますので、その辺の配慮もしていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにごございますでしょうか。

よろしいですか。では、続いて建築営繕課事業について。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 それでは、建築営繕課の令和7年度事業計画について主なものをご説明いたします。

主要事業についてです。(1)、(2)は校舎非構造部材耐震化対策等工事であり、令和7年度は第四小学校の二期工事、第一小学校の一期工事を対象に工事を進めてまいります。(7)、(8)は第二小学校改築事業となりますけれども、先ほど島崎課長より説明のあった工事を着実に進めてまいります。

以上、雑駁ですが、建築営繕課の令和7年度事業計画となります。よろしくをお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

では、続きまして、教育指導支援課事業について。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 教育指導支援課です。1「一人ひとりがその子らしくいられる教育推進事業」につきましては、方向性の試案について検討を継続するとともに、学校・学級の包摂力を高める取組に対する支援の充実を進めてまいります。

2「『魅力ある学校づくり』推進事業」につきましては、令和6年度も引き続き、Q-U調査による児童生徒の状況把握と個別支援の在り方を図るための研修会の充実を図りまして、1人1人が心地よく過ごせる集団づくりを支援してまいります。

3「学カ・体力向上事業」につきましては、デジタルを利活用も含めた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る授業改善を進めてまいります。また、ALT派遣体制の整備と体験型英語学習施設の活用の支援を実施いたします。

4「不登校対策事業」につきましては、校内別室指導支援員の活用、それから関係機関の連携を継続するとともに不登校特例校分教室の設置に向けた検討、それから新たに配置される不登校対応巡回教員の有効活用等を進めてまいります。

5「教育環境整備推進事業」につきましては、スマイリースタッフを新たに3名増員し、合理的配慮等を進める支援体制の充実を進めてまいります。

6「保護者・地域・関係機関等との連携事業」につきましては、コミュニティ・スクールの全校導入に向けての準備と関係者に向けた説明会等を実施するとともに、部活動につきましては、まずは検討部にお

いて公式戦を除く土日の地域移行を勧めてまいります。

教育指導支援課は以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 4番の不登校対策ですけれども、その(3)で不登校特例校、この話をもう少し具体的に今の現状を教えていただければと思います。

○【雨宮教育長】 荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 今、国や都のほうの不登校特例校をかなり推進していくところがございます。東京都のほうは、学校内にそれを設置するというチャレンジクラスという制度を今、設けております。こういったことが本市は場所がなかなか難しいというところもありますが、そういった制度を活用すれば、検討は可能かというところがございますので、具体的なものはまだ進んでいないところがございますけれども、今後そういったものが導入できないかということについて検討を重ねていきたいという中でございます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいですか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 不登校対策事業についてですが、学校内の不登校分教室設置も選択の1つかと思いますが、やはり学校に行きたくないと言っている子どもの気持ちを考えると、学校以外の場所で安心して学べる場所が必要ではないかなと思います。

国立市には矢川プラスなどもありますし、その可能性に向けて検討できたらいいなと思っています。この春から20校以上新しく設置されるということで、必要性や有効性は高いのかなと思っています。野遊び科目だったり、地域協働科目だったり、面白い授業が展開されているようですので、国立らしい授業、国立らしい学校が出来上がるといいなと思っています。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 同じく不登校対策で、(4)に新たに配置されるということがありますが、この不登校対応巡回教員がどういうものなのかを教えてくださいたいと思います。合わせて、そのほかに何か7年度で新規に取り組むものはありますか。

以上2点、お願いします。

○【雨宮教育長】 では、2点いただきました。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 不登校対応巡回教員でございますが、これ東京都の事業でございます、令和6年度、今年度から他地区で一部実施をしています。

中学校の教員を1名加配という形で配置を受けまして、その加配教員が中学校3校全校を巡回し、不登校に関わる生徒への対応、それから様々な対応の検討、そういったものを進めることができるという制度

です。

これは令和7年度国立市も1名配置が可能となりましたので、初めて令和7年度配置をしていく、活用していく形になります。

また、これは新たなというところではないのですけれども、これまで別室指導につきましては、東京都の10分の10の補助を受けての取組でしたが、その補助が時限ということで2年間のものだったのですが、ここでその2年間の時限が切れる中学校3校につきましては、非常に活用性が高いということがございましたので、市の単費で中学校3校につきましては実施をしていきたいというところを計画してございます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

篠原委員、どうぞ。

○【篠原委員】 新しい施策というのは、そうすると不登校対策事業のところメインということで、ほかにももしあれば教えてください。

○【雨宮教育長】 荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 全体を通してですと、まずは大きな3番の「学力・体力向上事業」の(3)英語についてはALT、これは直接雇用していたのですけれども、欠員になったときに補充等がなかなかできないということであるとか、研修体制がなかなか難しいといったことがありましたので、派遣という形で体制を新たな形で整備をさせていただいております。

それから、大きな5番の「教育環境整備推進事業」。こちらの1人1台端末の共同調達の実施ということで、ここで具体的な話が進んでおりまして、令和7年度の1月の導入に向けて今、様々に調整を進めているところです。

それから、(4)の学校の通信ネットワークの速度改善というものです。今年度中にいろいろ調査をしまして、学校のネットワーク環境がまだちょっと不十分な点があるといったところが分かりましたので、それについても新たに改善がなされるように対応を進めていきたいと考えております。

大きな6番の全校導入というのが、ここでは新しくということと、あと部活動につきましては、初めてこれ地域展開という形で剣道部だけになりますけれども、土日の活動の地域移行といった形になっております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【篠原委員】 はい。ありがとうございました。

○【雨宮教育長】 よろしいですか。

では、続きまして、総合教育センター事業について。

小島指導担当課長・総合教育センター所長、お願いいたします。

○【小島指導担当課長・総合教育センター所長】 では、総合教育センターの事業計画につきまして説明させていただきます。6ページになります。

1番の「学校支援事業」です。総合教育センターにつきましては、1つは、先生方への支援または専門性の向上というところがございますので、そういったものの研修を充実させてまいります。

2つ目は、保護者支援といったところで、スクールソーシャルワーカーの活用ですとか、あとは困ったときの電話相談、そういったところの相談機能の充実が2点目となります。

3点目につきましては、ICT支援というところで、NEXTGIGAの話もありまして、いろいろと端末の入替えといったところと学校の困り感の解消といったところが3点目となります。

続きまして、大きな2番「誰一人取り残されない『学びの保障』に向けた支援事業」。これは主に不登校支援事業というところになります。教育指導支援課の不登校事業と若干重なるところもあるのですが、総合教育センターとしての取組というお話でさせていただきます。

大きく3つです。1つは、学校に行けない、行かない子どもの社会的自立を目指し、学びの場や居場所の提供といったところになります。今までは学校復帰といったところの要素が非常に大きかったところがございますので、来年度につきましては、居場所的な意味合いも含めて、包摂力の高い教育支援室を目指していくということが1点目です。

2つ目は、教育支援室のアウトリーチ型支援の充実といったところで、今年度から実施しているところではございますが、来年度以降学校の体制等変わるところもございますので、今まで以上の支援の充実といったところを計画しております。

3つ目が、多様な学びの場の提供が行えるようにといったところで、今年度もガイドラインの策定をして、6事業所と連携を図らせていただいているところがありますけど、さらなる充実といったところを考えているところがございます。

最後に、3点目です。「特別支援教育及び就学相談・教育相談事業」についてです。大きく2つです。

1つは、他機関と連携した発達検査や就学相談の実施等というところで、就学相談等につきましては、やはり昨今いろいろなところとの連携というのは欠かせない部分になっておりますので、今まで以上に充実といったところを考えて計画実施してまいります。

2つ目が、一人ひとりがその子らしくいられる多様な教育環境や支援方法の実施に向けた就学・転学の在り方等の見直しといったところですが、ここも情緒固定学級を設置してから、特別支援に関わるお子さんの数が非常に多くなってきているといったところがございます。その場合にどうしても教室環境の整備ですとか、あとは受入れについての様々な配慮しなければならないといったところもございますので、そういったところの在り方も見直し、改善していくといったところが総合教育センターの事業としての、相談関係については1つの大きな柱になるかと思っております。

総合教育センターとしては以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 3番の(2)の「他機関」というのは、例えばどんな機関があるのか、幾つか教えてください。それが1点目。(5)の「専門家チーム」とは、専門性の高い教員を中心としたとあるのですが、具体的にどんな構成を考えていらっしゃるのか、その機能はどんなことを期待しているのか。以上お願いします。

○【雨宮教育長】 では、2点ございました。

小島指導担当課長・総合教育センター所長、お願いいたします。

○【小島指導担当課長・総合教育センター所長】 他機関といいますと、もちろん総合教育センター内部での機関となりますと、就学相談のみならず教育相談、またはスクールソーシャルワーカー、あとは総合教育センターにいる合理的配慮コーディネーターというところも当然ございます。または保健センターとの連携といったところ。未就学児のお子様については、情報を保健センターがかなり多く持っているとい

ったところがございますし、あとは他市から転入してくるお子様に関しては、他の教育委員会または発達に関わるセンターといったところとの関わり。または未就学児の療育的な部分の連携といったところも当然欠かせないと思っておりますので、そういったところと連携を図ることにより、その子らしいその子に合った学びの支援といったところを考えております。

2つ目の「専門家チーム」の話ですけれども、専門家チームは、毎年実はこれ設置しております。いろいろな専門的な知識をお持ちの方が年に2回集まる会を設けさせていただいております。その会はメインではなく、学校からの要請に応じて学校を支援していくといったところが主な活動内容になります。

主な構成員としては、例えば医師ですね。医師と病院の先生にお願いしているところもございますし、または学校にいる専門性の高い職員というところ。例えば指導教諭の先生ですとか、あとは総合教育センターにいる合理的配慮コーディネーターも該当します。または、こういった言葉の専門性が高いという者がいますので、そういった先生とか、学校の困り感に答えられるような人材として専門家チームを構成していくといったところがございます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。ありがとうございました。

○【雨宮教育長】 ほかにございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 大きい2番の(3)アウトリーチ型の支援を行えたということは大きな一歩だと思えます。まだまだそこに集って来る児童生徒はもしかしたら少ないのかもしれないのですけれども、そこを突破口として、いろいろな形のアウトリーチ型を考えていただけたらなと思えます。

その前の(2)、これも結構何年前前から私も言ったことなのですが、給食の提供ですね。これ教育支援室に行くと、どういうことが入って来るかという、そこでいらっしゃる方からは、とにかくこの子どもたちは食が細いのだと。食べないのだと。あるいはなかなか給食の数が確定できないのだということでこれが滞っていると思うのですけれども、食育、食べるということがまず第一で、そこから元気になって、学校にも行けることになると思うので、ぜひその根幹となるところは、やはり食事ということは大きいと思うので、ぜひこの指導もお願いしたいなという意見です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 1点だけ。これも意見というか思いですけれども、不登校対応というときに、私、初期の段階がとても大事だなということを今、感じておまして、高校生段階になって、いよいよ長い時間を経て、変な言い方ですけど、こじれていたりすると、状況をほどいていくのにとっても時間がかかるのですよね。ですので、例えば小学校1年生のときに、何か学校へ行きたくないと言ったときに、保護者への支援として、そういうときにどうしたらいいのかと。そこで一生懸命叱咤激励して「いや、そんなこと言わないで行きなさい」と言って、子どもの心がどんどん閉じていってしまうと。それによって長期化したり、こじれていったりという例が多いと聞きますので、ぜひ初期対応といたしまししょうか、それを先ほど学校支援のところで、先生と保護者へのサポートというコメントがありましたが、そういう辺りも含めて何か専門家の知見を得て、それに対する何かガイドを作っておくとか、そういうものがあると、ちょっとは対応に困る保護者たちの役にも立つのかなと感じましたので、何かの折にご検討いただけたらなと思いました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

操木委員、どうぞ。

○【操木委員】 先ほどの給食のことについて、ちょっと私も考えるところがあるのですが、給食の提供を充実するというはとてもいいことだと思うのですが、私のかつての経験の中で、一緒に食することがあまり得意ではなくて、そして、そういう場から遠くなってきた。そういう例もありますので、やはり1人1人のニーズとかいいですか、1人1人の実態といいますかね。だから全て同じようにしようとすると、やはりいい結果にならないと思うのは、私の考えです。どれが正しいかとも言えないのですが、そんな考え方もあるということ発言させていただきたいと。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、おおむねここで1時間経過していますので、休憩に入りたいと思います。ここの部屋の時計で3時15分再開をお願いいたします。

(休憩)

○【雨宮教育長】 それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

引き続きまして、生涯学習課事業について。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、8、9ページが生涯学習課の令和7年度事業計画となります。このうち主なもののみ、2点だけ説明させていただきます。

まず、(2)の④くにたち市民芸術小ホール管理運営。また、(5)の④くにたち市民総合体育館の管理運営に関してでございますけれども、芸術小ホール及び総合体育館では、エントランス部分の雨漏りが課題となっております。ここで修繕方法の方向性を見いだすことができたため、令和8年度の改修工事を見据え、令和7年度に設計を行ってまいります。

続いて、(3)文化財調査・保存・活用への取組の②旧本田家住宅の復元工事等の実施でございます。令和5年9月に着手した復元工事が3年度目を迎えます。本日の定例会で旧本田家住宅利活用計画素案についても報告いたしますが、開館後の活用に向けまして、展示計画作成委託料など令和7年度予算案に計上しており、開館に向けた準備も進めてまいります。

簡単ですが、以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 去年まであったアートプロジェクトが載っていないのですが、その辺の状況を簡潔でいいのですが、教えてください。

○【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 くにたちアートプロジェクトですが、令和7年度予算には市からの補助金の支出という形はなくなります。これ確定した話ではないのですが、6年度は都からの補助も含めて運営しておりましたので、都からの補助が継続されるようでしたら、引き続き都の単独補助で進めていくことになるかなと考えているところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、続いて、食育推進・給食ステーション事業について。

土方食育推進・給食ステーション所長、お願いいたします。

○【食育推進・給食ステーション所長】 それでは、食育推進・給食ステーションの事業計画についてご説明いたします。

1 番の「食の安全安心の確保」では、(3) 食物アレルギーへの対応につきましては、令和6年度では令和7年度に向けてアレルゲン物質の対象品目、現在は乳・卵ですが、これを増やすことを検討すると記載しておりましたが、「それを増やすか否かを検討する」に修正しております。これは他市の状況も確認したのですが、むやみに増やし過ぎると、先行するアレルギー対応食に使用できない食材の種類が多くなることによって、対応食を希望される児童生徒の中には、この献立なら通常食を喫食できるのに、対応食を喫食せざるを得ない状況にもなりかねないことが多くなることが推察できるため、慎重に吟味してまいります。

続きまして、2「食育の推進関連」では、昨年度は(1) 食に関する理解の促進なので、地産地消推進を記載しておりましたが、ここで来年度に向けて多くの農家の方々にご賛同、ご協力を頂き、東京みどり農協経済センター国立店を事務局として、国立地区学校給食部会を設立する運びとなりましたので、削除しております。

11 ページに移りまして、(3) 学校との連携におきまして黒ポチ2つ目、ふだん学校の教室で給食を喫食することが当たり前のところ、当ステーションで楽しい給食の時間を過ごし、栄養士から食育事業や講義を受ける事業は、対象児童生徒はもとより学校側からも大変好評を頂いております。また、こちらからのお願いをお受け入れていただき、学校側の配慮でステーションでの滞在時間も長く取っていただいていることから、喫食する時間にも余裕ができ、みんな談笑しながら毎回ほぼ完食してございまして、中にはこの日が来るのを何日も前から楽しみにしている児童もいると聞き及んでおります。

ある校長先生からは、以前の給食センターと違い、学校とステーションとの距離感も近くなったというお言葉を頂いております。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 コメントということで、毎回申し上げているかもしれませんが、給食というのは、児童生徒にとってとても大事な時間だと思いますので、いろいろと工夫をされて、この楽しく食をするということについて、来年度も引き続きご尽力いただければと思います。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、続いて、公民館事業について。

清水公民館長、お願いいたします。

○【清水公民館長】 それでは、公民館の令和7年度主な事業計画のご説明を申し上げます。2番「主催学習事業・会場提供事業」ですが、公民館では市民の学びや集いをきっかけとして、市民と市民をつなぐことを目的として、市民の自発的な行動につながるよう、様々な題材の主催講座や会場提供を行ってまい

ります。

中でも公民館、来年度、1955年昭和30年11月に開館をした公民館ですので、満70周年を迎えます。ですので、市民とともに講座や講演会、記念誌の発行を実施したいと思っております。

また、今年度図書館が50周年、郷土文化館30周年ということで、生涯学習課をはじめとする一課三館連携事業を実施いたしました。駅舎ですとか公民館、市役所、郷土文化館で「まちじゅう本棚」という事業が現在展開されておりますし、一昨日ニューヨーク公共図書館の映画上映を公民館で実施しましたけれども、非常に多くの市民の方にご賛同いただいて、「三館連携の事業なのですね」みたいな、そういう問いかけもございました。これは市報に掲載させていただいたことが大きかったと思いますが、同様に70周年ということをつックにして、一課三館連携事業を新年度も実施していきたいと考えてございます。

(2) 多様な背景のある子ども・若者への支援として、中高生の学習支援事業を引き続き行くとともに、地域の学生がユースワークを中心とした事業を公民館と一緒にやりたいという申し出を頂いております。このことについて検討をして、進めていきたいと思っております。

(3) 学校卒業後のしょうがいしゃの生涯学習事業として、知的しょうがいのある若者を対象としたしょうがいしゃ青年教室はこれまで実施してきておりますが、今年度より精神しょうがいや精神疾患等のある若者を対象としたリカバリーの学校事業というものを実施しておりますけれども、これを引き続き市内福祉団体と協働し実施をしております。

(4) 地域の日本語学習支援・多文化共生事業ですが、文化庁による地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業という補助金を活用して、地域に暮らし日本語に不自由する外国人への日本語学習支援として様々な事業また支援者育成の日本語教育入門とか、多文化共生講座を実施しております。

それと、大きな5番「公民館施設維持管理事業」ですが、令和7年度はトイレの改修工事、これは2階の男子トイレの洋式化を考えております。また全館LEDの改修工事が行われますので、これを実施しております。

雑駁ですが、以上となります。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 ボードを購入することが予算化されたと思うのですが、その時期とそれから形状ですね、こういった形のものなのかというのを教えていただけますでしょうか。

○【雨宮教育長】 清水公民館長、お願いいたします。

○【清水公民館長】 令和6年度、本年度の事業のことかと思っておりますけれども、契約を進めまして3月上旬に納品されます。形状は、今までが脚とボードが分離をする形のものでした。これは公民館のロビーの倉庫に入りやすい形だったのですが、今回ポイントにしたかったのは、ボードに車輪がついていて持ち運びが楽になるもの。ただし、当初想定していたものは背が高過ぎて、公民館は古い設計になりますので、低いそのところを通らない。逆に横にしないといけないみたいなことになると、逆に負担がかかることもありましたので、少し検討に時間を要しました。それによって高さは170センチくらいの少し低いものに。今、1,800くらいあるので少し低くなりますけれども、車輪がついていて、しかも角に展示パネルを置くどうしても浮いてしまう状況だったのが、脚に段差が付いていて組み合わせがしやすいもの。これが矢川プラスで使用しているものがまさにそれでしたので、そういったものを納品することになります。これが1階の市民ロビーに適した数とまた3階の各お部屋でも文化祭等で使いますので、一々1階からエレベ

ータを使って運んでいる状況がございましたので、それをしなくても済むように3階にも収納ができるようにサイズ感を調整いたしました。それが3月の中旬に納品される予定です。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、最後になります。図書館事業について。

氏原図書館長、お願いいたします。

○【氏原図書館長】 それでは、図書館の令和7年度事業計画につきまして、ご報告いたします。14ページから15ページとなっています。

資料に記載しました項目のうち、主な事業3点についてのみご説明を加えさせていただきます。

まず、1つ目は、3番の「児童サービス事業」についてですが、日本語を母語としない子どもやイラストや図面等の表現のほうを理解しやすい子どもに向けて、やさしい日本語による利用案内の作成について検討を進めてまいります。また、窓口で乳幼児向けの絵本選びについてよく質問があることを踏まえ、子育てに関わる方向けの読み聞かせ講座を実施する予定です。

2つ目は、5番の「ハンディキャップサービス事業」です。コロナ禍において感染拡大防止の観点から、滝乃川学園成人部やくにたち苑、矢川荘への訪問ボランティアを休止しておりましたが、令和7年度は再開に向けて調整を行ってまいります。

7番目の「行事等の企画及び広報事業」です。令和7年度につきましては、公民館が開館70周年を迎えるということで、三館連携を通じて関連事業を実施し、社会教育施設の周年行事を支援できればと考えております。

図書館からのご報告は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 今、説明がありました3番の「児童サービス事業」の中で、子育てに関わる方を対象にして読み聞かせ講座を実施するというので、非常にすごくいい成果を上げると思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 今年度も、先ほどありました「まちかどの本棚」というのはすごくいい試みだなと私も拝見していて思っておりました。一課三館連携ですか、いろいろなパワーが集まることによって新しい展開ができるのではないかなと思いますので、期待をさせていただきます。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

◇

○議題(5) 報告事項2) 令和6年度第2回Q-U調査結果の報告について

○【雨宮教育長】 では、次に参ります。報告事項2「令和6年度第2回Q-U調査結果の報告について

て」に移ります。

小柳津指導主事、お願いいたします。

○【小柳津指導主事】 令和6年度10月に行いました第2回Q-U調査結果の報告をさせていただきます。資料を御覧ください。

まず、1枚目は資料ですね。グラフが載っておりますが、こちらは学級満足度尺度の結果をまとめたものになります。左半分が小学校、右半分が中学校です。上段が5月に対して下段が10月という形で、推移の状況を表しているところになります。例えば左側半分の小学校でありましたら、一番左の満足群ですね。青色が国立市、赤が全国の平均を表しているものなのですが、5月が54%というところが、10月は58%。満足群が上昇していることが分かります。右側の中学校のほうでは、5月、10月と比べて、推移として特に変化はございませんでしたが、全国平均と比べると、中学校のほうでも満足群が多いところが特長となりました。

1枚おめぐりください。今度は小学校のQ-U調査結果学級の型を表したグラフになります。青色が親和的な学級、赤色がかたさがみられる学級、黒色がゆるみ、黄色が不安定といった形の見方になります。左上が小学校の8校の平均をとったものを5月と10月を左右で並べているものになります。こちらは一番数値として大きな濃い青色のところですね。親和的な数字は42だったものが10月には44%と上昇しているところが分かります。

そのほかは、1学年から6学年のものをそれぞれ学年別に表しているものになります。そして、もう1枚めぐりますと、今度は中学校のほうの学級の型になっています。

同じく左上が中学校の平均という形になります。濃い青色のところは5月は11%だったところが、10月は16%ということで、親和的なところが上昇しているといった傾向が見られるといったところになります。

これらのグラフを総括したものが、本日の資料の3枚目ですね。Q-U結果の報告。市全体の総括ということで、表が小学校、裏面が中学校ということでまとめさせていただいたものになります。

総括のまずは表面ですね。小学校のほうに行きたいと思いますが、1-(1)学級満足度尺度結果のまとめについてということで、満足群です。昨年度の国立市の結果、5月は54%、10月は56.5%という数字でした。今年度の国立市の結果、5月は54%、10月は58%でありました。昨年度と比較すると、5月、10月とともに今年度のほうがポイントが高くなっております。全体的にも満足度が増加しておりました。

この3年間の学校のQ-U結果に基づいた取組の工夫等により、学級内に自分の居場所を持ち、自分の価値を認められている感じる児童多くなっているようでありました。

あとは、児童が学級生活で発揮している意欲ある活動を認め、より広い領域で活動できるように援助することでさらに伸びる可能性があると感じます。また、不満足群にいる児童がいることも忘れず、自分の居場所を見いだせるように支援していきたいと考えております。

(2)では学級の型についての出現率についてです。親和的な学級が一番高く、5月より2%、昨年度の10月と比べたら0.6%高くなっておりました。これは学級内にルールが内在して、児童が主体的に生き生きと活動していたり、児童同士が発言や関わり合いが積極的であったりする状況を表しております。

今後は、集団の質を高め、児童主体の活動をより多く取り入れたり、教師は委任的なリーダーシップを取ったりするなど、児童が自分たちのことを自分たちで決めて行う力を身につけさせたいと考えております。また、一方で、不安定が21%あり、引き続き個人の頑張りを認め、積極的に褒めていくことや学校や学年がチームとして協力し合い、子どもとの信頼関係を高めていくことが重要であると考えております。

裏面を御覧ください。こちらは中学校になります。満足度は昨年度国立市の結果は、5月は54.7%、10月は51.3%でした。今年度の国立市の結果は、5月、10月ともに55%ということで、こちらも全体的には満足群が増加しているということでございます。中学校のほうも3年間の学校のQ-U結果に基づいた取組の工夫等により、学校生活の部活動に積極的に関わったり、自分の活動にとっても満足している生徒が多いようでありました。

今後は、日常観察を重点的に行い、教員は特に不満足群の生徒に意識的に言葉かけをしたり、生徒との心の距離を近くして、悩みの相談等がしやすい雰囲気を形成することが必要であると考えております。

(2) 学級の型についての出現率につきましては、昨年度10月は2.8%、今年度5月は11%、今年度の10月は16%と上昇しております。不安定については、昨年度10月は79%でしたが、今年度の10月は57%と22%も減少しているということが表れております。

引き続き、学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている生徒の主体性を尊重し、自己決定能力を高めていけるようすることが大事だと考えております。

最後に、今後については、さらにいじめや悪ふざけを受けてはいないか、学級内で認められているかなど視野を広げ、支援・指導に当たっていくことが大切であると考えます。そして、表面化する生徒のフラストレーションに関する問題行動には、その背景にあるものを理解し、1人1人に寄り添った指導が肝要であると考えますので、引き続きQ-U担当の先生方の集まる会でも情報共有しながら、指導の工夫改善を図っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

報告は以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 分析、ご苦労さまでした。分析は分析で、これはそういうことを受け止めていけばいいと思うのですけれども、今、提案がありました「今後は」というところがとても大事だと思うのですね。今、お話もありましたけど、みんなで情報を共有して、市内の11校がみんなでもってよりよい教育環境を作っていくために取り組んでいかれるということですが、どうぞよろしく願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 同じことですけれども、やはり結果の生かし方、こういうのがとても大事だと思います。先生方のSOSというものもあると思いますので、教育フォーラムでもありましたけれども、チームでいろんなことを考える、そういう雰囲気が各学校に広がっていくことを望みたいと思っております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、次に参ります。



○議題(6) 報告事項3) 市教委名義使用について(2件)

○【雨宮教育長】 報告事項3「市教委名義使用について」に移ります。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、令和6年度の1月分の教育委員会後援等名義使用について報告いたします。お手元の資料のとおり、後援名義の承認1件、共催名義の承認1件でございます。

1件目は、後援名義の承認で、公益社団法人立川青年会議所主催の「第1040回例会地域で育てる！子どもたちの『心の成長』」でございます。地域諸団体・自治体の方々に、子どもの心の成長には地域の教育力が求められていることを知ってもらうことを目的に、講演とトークディスカッションを行うもので、参加費は無料となっております。

2件目は、共催名義の承認で、特定非営利活動法人子ども大学くにたち主催の「2024年度第2回子ども大学くにたち授業国連大学学長チリツィ・マルワラさん講演」でございます。SDGsの普及、子供たちに様々な刺激や経験を与えることを目的に、講演会を実施するもので、参加費は無料となっております。

以上2件について事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので、報告いたします。以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 2つとももう終わってしまっているわけで、今までもそれがあったのですけれども、できれば時間的な問題なのですが、中には、例えばそれはちょっといかなものかという意見も出てくる場合もあるので、それを翌月の部分を言ってもらおうというわけにはいかないのでしょうか。つまり終わってしまってから、承認するもしないも、もう終わってしまっているのではという意味です。

○【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 これなのですけれども、我々としてはなるべく早くご申請いただきたいという思いは持ちつつもなのですが、1月にご申請いただいたものを報告させていただいています。なのでスケジュール的に終わってしまっているものも出てしまうのかなと思っております。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

○【操木委員】 同じ意見だな、私も。知りたくなっている。

○【雨宮教育長】 これは、ごめんなさい、教育長に事務としては、その判断は委任されているという理解でいいのかな、ここは。

○【井田生涯学習課長】 そうです。後援名義については教育長に委任されていまして、教育委員会に報告をするところになっております。

○【雨宮教育長】 私がしっかり責任を持つということ。

大野委員、よろしいですか。

○【大野委員】 はい。

○【操木委員】 行きたかったなというのがある。

○【大野委員】 そうそう。それもあるよね。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは、皆様、よろしいでしょうか。



○議題（7） 報告事項4） 旧本田家住宅利活用計画素案について

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、次に、報告事項4「旧本田家住宅利活用計画素案について」に移ります。

井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、旧本田家住宅利活用計画素案について報告をさせていただきます。ポイントを絞って簡潔に説明させていただきますけれども、少々お時間いただくことをご了解ください。

まず、資料を開きまして、目次の次ですね。1、2ページでございますけれども、こちらに旧本田家住宅と文化財的価値を記載しております。説明は省略させていただきます。

続いて4ページの「ヒアリングでいただいたご意見」を御覧ください。利活用計画検討に当たりまして、表にあります団体から意見聞き取りを行いました。4ページの下から7ページ上にかけてが、頂いた意見になっております。

建物を大事に保存してもらいたいというご意見が思いのほか多くあったかなと感じております。ただですけれども、6ページの6行目からになりますけど、積極的な活用、「食」は集客につながるですとか、撮影スポットとしての活用など、積極的な活用に関するご意見も頂きました。

そのほかは、記載のとおり主なご意見を頂いたところでございます。

続きまして、7ページの4「利活用計画策定にあたり」でございます。少しお話をさせていただきますが、ここには計画策定に当たり前提となることや留意した点を記載いたしました。この中で一般的に公共施設を建てる際は、用途やニーズに応じて間取りを決めていくが、文化財建造物は建物の間取りを変えるわけにはいかないため、決められた広さの中で、どう活用していくか検討をする必要があるという前提を記載させていただきました。ただ、その一方で守るだけでは歴史好きの方しか利用してもらえないことから、多様な方に来館いただくため、頂いた意見を踏まえ検討したと書かせていただいております。

次の8ページでございますけれども、こちらが利活用のコンセプトでございます。全体コンセプトを南部地域の歴史文化の発信拠点とし、旧本田家住宅を「まもる」「ひらく」「つなぐ」の視点から活用していくこととしています。具体的な活用方法は後述されますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

続きまして、9ページからが実際の利活用方法を記載しております。まずは①資料展示でありますけれども、復元した古民家自体を見学してもらおうとともに、7万点もの資料が本田家にはございますので、そのごく一部とはなってしまいますが、展示をしていきたいと考えております。

続いて②体験・学習の場となりますが、本田家の歴史文化、日本文化を体験学習する場としても活用してまいりたいと考えております。また③のとおり、貸館としても活用していきたいと考えております。

さらに④ですけれども、ご意見の多かった休憩、歓談できるスペースを設けたいと考えております。

さらに⑤ですけれど、イベントを実施したり、周辺にあります谷保天満宮など、そして日野の新選組関連施設と連携を図りながらまちの回遊性の向上も図ってまいりたいと考えております。

続いて⑥ですが、旧本田家住宅の北側の屋敷林やちびっこ広場を含め一体として敷地を利用していきたいと考えております。

また、⑦ですけれども、旧本田家住宅を長きにわたり維持していくため、ボランティアを育成し、案内人を配置していきたいと考えているところでございます。

13ページには、今の活用の仕方を踏まえました建物内の活用イメージを。また、14ページ、最終ページでございますけれども、こちらに北側敷地の利活用イメージを記載いたしました。

旧本田家住宅は、平成28年に寄贈を頂いた黄色の部分だけではなく、屋敷林や駐輪場、駐車場、そのすぐ上の道路予定地と書かれた部分も、一部は交換部分もございますけれども、寄附を頂いております。もともとありましたちびっこ広場とも接続されますので、徒歩のみとなりますけれども、ちびっこ広場と屋敷林、旧本田家住宅は接続されることとなります。ちびっこ広場から東側の道路に抜けることができるようになります。

屋敷林でございますけれども、樹木の保存を基本としておりますが、車椅子の方が駐車場に車を止めて抜けることができるよう、必要な舗装を行っていきたいと考えているところでございます。

最後に、この素案でございますけど、2月下旬より開催されます、令和7年国立市議会第1回定例会の総務文教委員会で報告をいたします。また、4月の予定ですけれども、4月にパブリックコメント、意見を聞く会を行いまして、頂いた意見を基に修正を行うなどしまして、計画的にやれればと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 6ページにトイレがあると利用しやすいと書いてあるのですが、実際トイレはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 トイレですけれども、図面上記載していないところなのですが、本田家住宅の主屋のすぐ北側に、別の建物でトイレを作りますので、そちらのほうでトイレを使っていただくようになります。

○【雨宮教育長】 よろしいでしょうか。

大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 トイレは分かりました。それで、イベントを行うか行わないかというのは、結構方向性を決める1つのポイントかなと今、考えていたのですが、その辺は賛否両論あったり、あるいはもうこっちの方向だというのが決まっていたら教えてください。

○【雨宮教育長】 井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 すみません。正直イベントの内容まではまだ決め込んでいないところになりまして、ただ、活用計画の素案に書かせていただいたとおり、歴史に興味ない方にも来館してもらうための仕組みの手段の1つとしまして、イベントは必要かなと考えているところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

○【大野委員】 では、意見で。

○【雨宮教育長】 大野委員、どうぞ。

○【大野委員】 私はそのイベントに賛成派で、あの空間、あの部屋の中で、例えば落語をやるとか、それから邦楽ですね。とてもいいと思いますね。よろしければぜひ推進していただきたいなという希望があります。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 もう既にお考えかもしれませんが、資料展示の方法、それから体験学習のやり方についてぜひ工夫をしていただけたらと思います。具体的に言うと、分かりませんが、これからの例えば子どもたちに見せるのであれば、デジタルサイネージ的なもの、あるいはVRで何か空間に入れるようなものというようなデジタルを使った展示というのが、いろいろな博物館やら美術館などでも最近とても多くなっておりまして、冒頭教育長からもありましたけど、これからのデジタル教科書の時代になったりする中で、本物の感覚とそこを体験できない部分のデジタルとのバランスだとは思いますが、その辺りを工夫してやっていると、とても面白い場所になるような気がいたしますので、もしよろしければご検討

いただければと思いました。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

では、井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 ありがとうございます。展示につきましては、令和7年度予算案ですけれども、現段階では、展示計画の作成委託も計上しておりますので、その中でどういった展示にすれば、子どもたちも含め楽しんでいただけるのか、理解いただけるのかというところは考えていきたいと思っております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【篠原委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。では、次に参ります。



○議題（8） 報告事項5） 要望書について（3件）

○【雨宮教育長】 報告事項5「要望書について」に移ります。

津田教育総務課長、お願いいたします。

○【津田教育総務課長】 要望は3件です。新日本婦人の会国立支部より、「卒業式・入学式に『日の丸・君が代』を強制しないで子どもが主人公となる式にしてください」を頂いております。

次に、子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「都教委でいじめ都教委でいじめ問題を担当する指導担当部長が、違法な減給処分1件取消を勝ち取った“君が代”不起立教員に対し、約8年も遡り20年12月25日、戒告の再処分2件を出し直したいじめの非違行為につき、猛省するよう求める意見書を出して頂きたい等の要望書～教員や生徒の人権を守るために」を頂いております。

最後に、市民の方より、「国立第二小学校の樹木移植の安全性について子供たちの安全を最優先に対策を講じる必要があります」を頂いております。

説明は以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。では、3件ご要望を頂いておりますので、まず1件目についてになりますが、事務局より補足説明はありますか。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、1点目のご要望について、事務局の見解を示させていただきます。

まず、初めに、卒業式・入学式を子どもを主人公にした行事にしてくださいということでございますが、学習指導要領では、儀式的な行事のねらいを学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるようにすることとしております。

このことを踏まえた上で、学校は子どもたちが新しい生活に希望と意欲を持つことができるように式の内容を計画しております。

入学式・卒業式に参加する児童生徒は、その式の主役は自分たちだという認識をしっかりとって、式に参加しているものと考えてございます。

2点目、子どもと教職員の内心の自由を保障し、「日の丸、君が代」の強制をしないでくださいということでございますが、国歌・国旗の取り扱いについては、学習指導要領及び東京都の教育委員会の通達等

を踏まえて、適正に実施してまいります。

3点目、式当日、「強制するものではありません」の一言を添えるなど、ご配慮くださいということでございます。

教職員は校長の命に従う義務がございますので、国歌斉唱など校長の指示に従って対応いたします。子どもやほかの参列者に対しては強制するものではありませんが、式の進行上必要な案内に対し、1つ1つ強制するものではありませんと注釈をつけることは合理的でないと考えております。国旗・国歌については様々な意見があることを承知しておりますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 2番に関してなのですけれども、子どもの内心の自由を保障する。その子どもの権利というものを保障するという必要は視点かと私は考えます。

ただ、可能性としては、いろいろな可能性があって、例えば君が代を歌いたくないと。よくよく話を聞いてみたら面倒くさいとか、喉が痛いとか、そういうことになる可能性としてもあるわけですね。だからそこに例えば心情的にこれこれこういう理由で、私はそれを歌うことができないのだということには傾聴する、耳を傾けて、よくよく本人の意向を聞くことは必要かと思えます。ばつさりと「いや、それはもう式典では歌うことになっているから、歌うしかないのだ」という対応の仕方はまずいのだろうと思えます。何を考えて、どうして歌いたくないのかということをしつかり聞くという、その姿勢が必要かと感じました。

あとの回答については、今、事務局で話されたことと私は同じです。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、次に参ります。2件目になります。事務局より補足説明はありますか。

荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 では、2点目の要望書についての、まずはこちらご要望の趣旨をまとめました。

1点目が、国歌不起立の関係で、最高裁が減給以上の重い処分は原則違法と判じ、処分取り消しが確定した教員に対し、東京都は約8年に遡り、解雇処分2件を出し直す再処分を行った事実について全教職員に周知してほしい。また、主権者教育や道徳教育で活用してほしい。さらに戒告の再処分を行ったことについて、都教委に猛省するよう求める意見書を出してほしい。

2点目、生徒に対し、国歌斉唱は不要。国旗は三脚掲揚で式場外に掲揚する必要はなしとした本会の提案する式の在り方と現状の在り方とどちらが適正か意見を求めるよう、都教委に意見書を出してほしい。

3点目、2014年に都立大島高校の生徒に対し、宿泊防災訓練として、陸上自衛隊駐屯地で行った訓練は、いじめや人権侵害に当たることを全教職員に周知してほしい。また、主権者教育や道徳教育で活用してほしい。さらに当時の関係者に猛省するよう求める意見書を出してほしい。

4点目、教員の職階制度が同僚制の発揮を妨げ、上意下達の学校になってしまうという事実を全教職員に周知してほしい。

事務局の見解です。要望者が指摘している児童生徒に意見を聞くこと。このことについては、今後子ども基本条例等を踏まえ、教育活動を進めていく様々な場面で実施していくよう努めてまいります。

ご要望を頂いた内容については、様々なお考えの1つとして受け止めさせていただきます。教職員に対しては周知するという事はせず、教育委員会事務局のほうで今後の施策の参考とさせていただきます。

その他、文科省や都教委が所掌する範囲内で対応していることに対して意見書等を出すことはいたしません。

以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

傍聴の方はご発言をやめてください。よろしいですか。

では、次に、3件目に参りたいと思います。事務局より補足説明はございますか。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 要望書。「国立第二小学校の樹木移植の安全性について子供たちの安全を最優先に対策を講じる必要があります」についての事務局見解を要望事項に沿って申し上げます。

要望事項は4点です。

要望事項1、これから枝葉が伸びて重心は上方になり、風圧も受けやすくなります。安全面で最も重要な八掛け支柱がこのような状態では移植の安全性が極めて心配です。自然災害で倒木した場合、通学途上の児童を直撃する危険性が高いです。今後どういった対策をなされるのかを明確にしていきたいとのことです。

この点について、移植樹木は現状枝張りを抑えられており、風の影響を受けづらくなっております。今後の枝張りが伸びた場合には、樹木医の見解を踏まえながら、市民団体と連携し、必要な成長と安全性のバランスを取りながら対応を行ってまいります。令和6年10月に市民団体が2本の桜を移植した後、改築工事により支柱が1本外れておりましたが、緑道の開放前に改築工事業者によって、くいにより支柱を固定する修復を行いました。移植を行った樹木について、樹木医に現地確認、報告書の確認を頂き、倒木対策に問題がない旨の見解を頂いており、現状の移植木の支柱、根杭による対策は適切なものと考えております。今後は対象樹木の活着が長期的な安全対策につながることから、樹木医のご見解を踏まえ、プロジェクトと連携して樹木の成長を促すよう、養生を行っていきたいと考えております。

2として、通学路について、児童の安全性を最優先に検討し、ご判断ください。現時点で移植工事が不完全であるにもかかわらず、この危険な移植木の直下を通学させるのはやめていただきたい。取りあえず、八掛け支柱がしっかりと対策され、移植木の根の活着が確認され、これなら大丈夫との樹木医の確認が済むまでは、緑道ではなく正門からの通学にしてくださいとのことです。

先のご説明のとおり、移植を行った樹木について、樹木医に現地報告書の確認を頂き、倒木対策に問題がない旨の見解を頂いており、現状の移植木の支柱、根杭による対策は適切なものと考えております。よって移植木の安全性への懸念により、通学道線から緑道を外す必要性はないと考えております。

3として、児童の安全を確保するため、立ち入り禁止区域を設けるとしたお約束はどうなったのですか。樹高4.5メートルの樹木に対してわずか2メートル足らずの範囲では全く不足ですとのことです。

この点に関しまして、教育委員会事務局から移植木の周囲に区画を行うと説明を行った趣旨は、木の活着が長期的な視点において安全対策となることから、根の成長のため、根元を踏み固められないよう立ち入りを制限する区画を設けるというものです。倒木への対策は、八掛け支柱、根杭により適切に行われていると考えております。この点につきましては、令和6年9月の教育委員会定例会においても、区画の方法について市民団体からの計画書では、一定期間移植範囲の中で人が立ち入らないように、竹、木、ロー

プなどで区画をすとしており、安全対策として、支柱等を設置し、人の立ち入りによって、土が踏み固められることにより、活着への影響を防ぐために区画をすということについて、樹木医からも妥当なものとの見解を受けていることをご説明させていただいております。

4. プロジェクトが行った移植木の事故を市民の税金で弁済することには納得できません。そのような事態に絶対ならないように、児童の通学の安全性確保を最大の目的に、当面は、緑道を通学路に使わないなど、諸施策の検討・実施をお願いいたしますとのことです。

この点につきまして、先の教育委員会定例会でもご説明させていただきましたが、本移植後の当該樹木は民法第 242 条の規定により土地の付合物となります。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条により、教育委員会は学校の管理を行うこととなっており、当該樹木は国家賠償法上の公の营造物に該当いたします。国家賠償法第 2 条第 1 項では、道路、河川、その他公の营造物の設置または管理に瑕疵があったために、他人に損害を生じたときは、国または公共団体はこれを賠償する責めに任ずるとの規定があり、万が一当該樹木が第三者に損害を与えた場合には、市に賠償責任が生じます。

また、市に対して損害賠償請求がされた場合には、同条第 2 項の前項の場合において、ほかに損害の原因について責めに任ずべきものがあるときは、国または公共団体はこれに対して求償権を有すると記載されていることから、損害の発生について、市民団体であるプロジェクトの作業に瑕疵がある等の原因が認められる場合には、市がプロジェクトに対して求償権を行使するものと考えています。

よって、移植後の万が一の事故について、教育委員会が管理を行うものである以上、一義的には他の敷地内の樹木と同様に、市に賠償する責任が生じるものです。

先に述べたとおり、移植を行った樹木について、樹木医の確認を頂いており、倒木対策に問題がない旨のご見解を頂いており、現在の移植木の支柱、根杭による対策は適切なものと考えております。よって移植木の安全性への懸念により、通学動線から緑道を外す必要性はないと考えております。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 まず、前置きなのですが、今の島崎課長の話を聞いていて、一言で言えば、適正であるということだと思っております。私がこの後、何を言うかというのは、これはまさにレイマンコントロールの素人からの目線ということなので、全然樹木に関しては専門家ではありません。ただ、その素人の目線で感じたことを述べますけど、これむしろここで事務局にということよりも、その担当の樹木医に対して伺いたいという意図がありますので、後日でも結構ですので、しかるべきときにお知らせ願えたらと思います。

まず、この要望書の最初のページにある下の方の写真なのですが、緑道の盛り土の上に移植されたナンバー47 というところ。これ、今、プリントアウトされているのだと、黒くなってよく分からないと思うのですが、島崎課長から事前に見せていただいた写真ではもう少しクリアに、この八掛けの支柱が浮いているのですね。下の地面に刺さって到達していないという状況で、これがその後土をかぶせてという作業をやったと思うのです。それが素人の私の疑問で、何でこれが下まで支えない。例えてみるならば、私のイメージなのですが、人が倒れたときに支えますよね。そのときに同じ地面だから支えられるのだけど、私自身が支えるほうが、例えば浮いていた箱の上か何かに乗っていたら、それは支えられないという、そんな印象を持つのです。

だから、例えばそれを付け替えて長いのにするというのではなく、このまま何か施して、土を埋めているという状況に対しての不安があります。

それから、昨日実は二小に行って見てきたのですけれども、この47と書かれているところの周りに、木のくいが施されていて、そこに土が埋められているのですけれども、その土は柔らかいので、手で触ると掘れるのですね。だから固く固められているわけではない。これは道理で行けば、要するに踏み固めることによって、根鉢を固くしないで、そこに水が通るようにということだと思うのですが、強度でいくと甚だ大丈夫なのかという不安があるということです。

そもそも最初から計画されて、例えば木の高さは4メートルなら4メートルの半径を取れるようなスペースがないので、これはここに植えたわけですが、もう1つは根鉢の問題で、それが深く埋められないというのは、隣の木の根があるので、それを傷つけられないので、どうしても盛り土というか、その上に乗っける形になっているので、余計穴が掘られていない分だけの不安定さというのがある。おまけに八掛けの柱は、さっき言った地面につくまでの長さが無いというところで、素人の私としては、非常に不安に思うということです。

次、木のくいが周りにあるのですけれども、もしかしたら八掛けの杉の木を支えるものなのかどうなのか分からないのですけど、そうであるとするならば、どうして2か所とも同じような工法をとらなかったのか。これは事前から計画の中でそういうものを設置しようということは事前に確認しましたが、それがなぜ2か所とも施されていないのかということに不安に思います。

この定例会でも何が重要かといったときに、安全第一で行うという視点ということが言われていますので、安全第一ということをしつこいように、あるいは念には念を入れて、これは大丈夫ですかという確認をする必要はあると思うので、これだけの話になっているわけです。

私が1年近く前に緑化センターに行つての話、そこでの指導というのは、移植するならしてきて、そして根のためだけではなくて、万が一それが倒れてきた場合に、そこに人がいないという、そういう状況が必要だということでは言われました。要するに、3つ言っていたのですけれども、1つは、根鉢を掘って埋めるのだけど、そこで、今、課長が言われたように、根を踏みつけなくてね。それから倒れてきたときに、そこに人がいないで。それからそこに入つてはいけないという札をちゃんと立ててね。今、ロープもあるのですけれども、おおむねそれは入つていけないという認識を持つでしょうけど、入つてはいけないという説明書きはないので、入つてしまつても、小学生なんかだったらおかしくない状況があると思うので、その札をつけることと、その半径を確保することというのは緑化センターには言われているのです。ただ、状況的に、その4メートルに対して4メートル半径がとれないので、それは何を持ってかという、やはり活着をもって、樹木医が見て、「活着したな」と。「無事にこれは活着した」と。根が張っているなという状況を見るまでは、安全と私も言えないのではないかと素人ながらに思います。

したがって結論から言うと、その活着が認められるまでは、どうでしょう、正門を通して、ここの緑地は通さないと。ここは立ち入り禁止にするということが私の意見であります。

すみません、さっきの話に戻りますけれども、もし、今、課長が答えられることがあれば、教えていただきたいのですが、即答できなければ、担当の樹木医にこの質問をしていただいて、ぜひその辺の意見をお伺いしたいということです。

以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。島崎課長、今、答弁というのですか、回答はどうなりますか。

島崎教育施設担当課長、お願いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 様々ご質問を頂きまして、今の段で、私のほうで把握している内容というのをお答えさせていただきたいと思っております。不十分な点等については、またご相談させていただいている樹木医のほうに質問を投げかけてみたいと考えております。

まず、この南側の木の八掛け支柱が浮いているというところに関するご質問についてですが、これ、もともと市民団体の作業の中で、八掛け支柱はしっかりつけていただいたところでした。

その後の改築工事で、木近くの土の面を掘削した際に、八掛け支柱が一部はずれたということがございました。教育委員会事務局のほうから、改築工事事業者に話をし、この支柱の固定を復旧していただいたという形になります。

この支柱については、斜めに入っているものですので、また非常に長いものということで、地中に打ち付けるような形で固定ということではなく、上部の番線による固定と根元の部分をくいを設置して固定をしているという状況がございます。このような状況を樹木医のほうに話をしまして、この対策というのは適正であって有効なものというお話を頂いているところになります。

次に、根鉢のお話についてでございます。根鉢については、市民団体からの埋め穴の掘削の深さ。そちらについて報告を頂いております、2本の木の埋め穴の深さは、それぞれ 84 センチと 150 センチとなっていて、一定の深さが掘られていて、そこに根鉢が収められている状況と認識しております。そういった状況で、安全対策が取られているというところになっております。

今、お答えできるのはそのような形になります。

○【雨宮教育長】 橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 我々はなかなか専門的な分野の中の判断というのは、やはり一定の資格とか経験をお持ちの方からのアドバイスを踏まえて判断しているということでございます。そうは言っても、今、大野教育委員さんからやはり心配のこともあるのだというご意見だと思っておりますので、再度そういう意見があったということを踏まえて、樹木医にもその疑問点というのを確認しながら、また判断といたしますか、次のステップというのを検討していければなと思っております。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい、よろしく申し上げます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきたいと思っております。どのようになりますでしょうか。

橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 次回の教育委員会でございますが、令和7年3月25日火曜日午後2時から、会場は京都同じく市役所3階第四会議室を予定しております。よろしく申し上げます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。傍聴の皆様大変お疲れさまでございました。

午後4時8分開会